

<2021年度 事業計画書>

注) 2021年度は2021.4.1~2022.3.31の期間とする

はじめに

3.11 東日本大震災から10年。2021年3月末までとなっている復興庁の設置期限は2031年まで10年間延長し、岩手復興局と宮城復興局を課題が集中する沿岸部に移転することが閣議決定されました。

インフラの復旧・復興事業がほぼ完了する一方、復興に長い月日がかかったことによる人口流出や地域の経済復興など、新たな課題が浮き彫りになってきています。

被災地ではまだまだ復興への道のりが険しい中、被災地への関心が薄れることへの懸念も多くかかれます。財団は今後の活動の中で引き続き地域に寄り添いつつ、6棟のコミュニティハウスを中心としたコミュニティ再生の支援を続けていきます。

具体的な事業内容は下記の通り。

1. 東日本大震災により、失われた東北被災地のコミュニティ再生支援のため、コミュニティハウスの建設（場づくり）と、地域活性化のプログラム実施
 - インフラ整備として支援を続けてきたコミュニティハウスの建設は、7棟目の南三陸の新施設の支援を行い、まちの復興の集大成の支援を行う。また、既存のコミュニティハウスが地域創生の場として活用されるべく、地元運営パートナーとの連携、支援を行っていく。
 - 既存のアムウェイハウス、およびその地域において、地方自治体およびNGOと協業して、イベント等を通じた地域活性の支援を行う
2. 復興を担っていく次世代育成のための教育プログラムの支援・実施
 - TOMODACHIプログラムへの協賛のもと、被災地の子供たちにグローバルな視点をもたせる体験プログラムを実施（3年プログラムの2期目）
 - 定期支援者に向けて 活動の報告、継続支援の必要性を発信
3. 長期支援を可能にするための募金活動（目標：年間1億5千万円）
 - 日本アムウェイ合同会社をはじめとする法人、日本アムウェイ合同会社の会員を含む個人支援者への活動発信を通して 継続支援者の理解を得る
 - 継続支援募金の安定的な運営を通じ、既存の6施設 および新規プロジェクト（南三陸）の建設および各施設における運営資金を確保

4. 被災地（宮城、福島、岩手）のコミュニティハウスにおける活動および運営の長期的な支援を可能にするため 引き続き適切な財団法人の運営を行う
 - 透明性の高い経理、運用プロセスを維持する
 - 定期的な理事会、評議員会の開催を通し、適切な運営体制を維持する

5. 財団の今後の活動について
 - これまでの財団の活動の主体となっていた被災地のコミュニティ施設の建設の次の段階として、東北復興支援に限定しない、日本における地域課題としての支援を検討。